

## 石狩市福祉タクシー助成事業の見直しに係るパブリックコメントの実施について

### 1. 事業の概要

石狩市福祉タクシー助成事業は、公共輸送機関の利用が不可能な重度障がい者にタクシー料金を助成し、障がい者の福祉の向上を図ることを目的としています。

### 2. 見直しの背景及び内容

現行の福祉タクシー助成事業は、タクシーの利用に限定されており、地域によってはタクシーを利用しづらいことや障がいの部位により助成を受けられないこと等が課題となっていました。このため、自動車燃料助成の新設や障がい部位の撤廃等について、下記のとおり見直しを検討しています。

#### 記

#### (1)用途の拡大等について

##### ア 用途の拡大について

タクシー利用に限定されていた用途を、自動車燃料助成に拡大し、タクシー利用券と自動車燃料助成券の選択制とし、利便性の向上と利用促進を図ります。

##### イ 用途の拡大に伴う措置について

タクシー利用券の交付額については、これまでとほぼ同額の16,000円とします。また、自動車燃料給油券の交付額については、自動車はタクシーと比べ移動コストが低いことから、コスト面での優位性を踏まえ10,000円とします。

#### (2)対象者要件の変更について

身体障害者手帳を所持する方について、現在の部位要件「視覚、下肢、体幹、心臓、じん臓、膀胱、直腸、小腸、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がい」を撤廃し、身体障害者手帳1級又は2級の方とし、障がい部位による格差をなくします。

#### (3)交付方法の変更について

現在は、年度当初に当該年度の対象者に交付し、以後、年度内に手帳の交付を受けて要件を満たした方に月毎に交付していますが、見直し後は、1月1日現在で本市の住民基本台帳に記録されており、該当手帳を所持している方に年度当初に一括して交付する方法に変更します。

#### (4)利用券の利便性向上について

現在は、1回の乗車につき1枚の利用としていますが、利用者からの要望を踏まえ、複数枚利用できるようにします。

### 3. 制度改正後の適用年月日について

令和7年4月1日からを予定しています。

### 4. パブリックコメントの実施期間について

令和6年8月1日（木）から8月31日（土）まで

主な見直し内容一覧

項目		現行	見直し（案）
対象者	身体障害者手帳	1級又は2級に該当する視覚、下肢、体幹、心臓、じん臓、膀胱、直腸、小腸、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がい有する方	1級又は2級の方 （部位の撤廃）
	療育手帳	A判定の方	変更なし
	精神障害者保健福祉手帳	1級の方	変更なし
居住要件		本市の住民基本台帳に6月以上継続して記録されている方	1月1日現在、本市の住民基本台帳に記録されている方
交付額		タクシー利用券 概ね16,000円 （基本料金×24枚）	○タクシー利用券 16,000円（500円×32枚） ○自動車燃料給油券 10,000円（500円×20枚） いずれかの選択制
交付方法		年度当初に当該年度の対象者に交付し、年度内に手帳を所持した方や転入された方は残月数に応じて交付する （毎月2枚を減じて交付）	年度当初に当該年度の対象者に交付する。 ※月毎の随時交付は廃止
券の利用方法		一度に利用できる枚数の上限あり（1回の乗車で1枚）	一度に何枚でも利用が可能